

令和4年度保育園監査の結果について

地方自治法第199条第9項の規定に基づき、下記のとおり監査の結果を公表します。

令和5年2月27日

東京都北区監査委員	石井 稔
同	佐藤 明充
同	渡辺 かつひろ
同	佐藤 ありつね

記

1 監査期日及び監査対象

1月 5日 (木)	東十条東 保育園
1月10日 (火)	豊島つばみ 保育園
1月11日 (水)	堀船南 保育園、栄町 保育園
1月13日 (金)	中里 保育園
1月16日 (月)	桜田つばみ 保育園、豊島北 保育園

事務監査は、令和4年11月25日(金)～令和5年1月16日(月)に実施した。

なお、職員のサービス及び給与に関する事務については、全保育園職員について庶務事務システムの照合を行うことにより実施した。

2 監査事項及び範囲

主として、令和3年度及び令和4年度の監査実施までの期間における財務に関する事務の執行について実施した。

なお、新型コロナウイルス感染状況に鑑み、施設の管理状況については書面監査とした。

3 監査の主な着眼点

- (1) 施設は安全性を考慮して管理運営されているか。
また、災害対策や防犯対策は万全か。
- (2) 施設の管理運営は施設の設置目的に合致して行われているか。
また、利用者の利便性を考慮したものとなっているか。

4 監査の結果

保育園の財務に関する事務の執行及び施設の管理については、概ね適正に行われていると認められた。

なお、監査報告書に記載するに至らない軽易な事項については、口頭により注意を行った。

令和4年度保育園（指定管理園）監査の結果について

地方自治法第199条第9項の規定に基づき、下記のとおり監査の結果を公表します。

令和5年2月27日

東京都北区監査委員	石井 稔
同	佐藤 明 充
同	渡辺 かつひろ
同	佐藤 ありつね

記

1 監査期日及び監査対象

1月 5日（木） 王子本町 保育園
1月10日（火） 桜田 保育園
1月13日（金） 西ヶ原東 保育園

事務監査は、令和4年11月25日（金）～令和5年1月16日（月）に実施した。

2 監査事項及び範囲

主として、令和3年度及び令和4年度の監査実施までの期間における財務に関する事務の執行について実施した。

なお、新型コロナウイルス感染状況に鑑み、施設の管理状況については書面監査とした。

3 監査の主な着眼点

- (1) 施設は安全性を考慮して管理運営されているか。
また、災害対策や防犯対策は万全か。
- (2) 施設の管理運営は、施設の設置目的に合致して行われているか。
また、利用者の利便性を考慮したものとなっているか。
- (3) 施設の管理に関する収支に係る会計処理が適正に行われているか。
- (4) 事業報告書の点検は適正になされているか。
- (5) 委託業務履行の状況を正確に把握し、必要な指示を適切に与えているか。

4 監査の結果

保育園に係わる財務に関する事務の執行及び施設の管理については、概ね適正に行われていると認められた。